

第10回雲仙市都市計画審議会議事録

日 時 平成27年10月20日(火) 14時00分～15時15分
場 所 雲仙市吾妻町ふるさと会館 2階 研修室1

第10回 雲仙市都市計画審議会議事録

1. 開催日時：平成27年10月20日（火）14時00分～15時15分

2. 開催場所：雲仙市吾妻町ふるさと会館 2階 研修室1

3. 議題

第1号議案

小浜都市計画公園の変更について

(雲仙市決定)

第2号議案

国見都市計画多比良臨港地区の変更について

(雲仙市決定)

報告事項

雲仙市緑の基本計画策定について

4. 議決状況

第1号議案

原案のとおり可決

第2号議案

原案のとおり可決

5. 出席委員（15名）

宅島壽雄、鮫島和夫、高橋和雄、中村靖人、川内幸徳、佐藤義隆、
中村好治、木村康博（代理：牟田正博）、田中比月、木下慎一郎、
富岡正英、古賀大八郎、村上智恵子、草野有美子、松本由利

6. 議事内容

以下のとおり

【1. 開会】

(事務局)

それでは、只今より第10回雲仙市都市計画審議会を開催いたします。

【2. 委嘱状交付】

(事務局)

本年8月の雲仙市農業委員会の役員改選により会長になりました川内幸徳様に、雲仙市都市計画審議会委員の委嘱状の交付を行います。川内 様、演台の前にお願ひいたします。

— 委嘱状交付 —

以上で委嘱状の交付を終わります。

【3. 市長挨拶】

(事務局)

続きまして、雲仙市長 金澤 秀三郎 がご挨拶申し上げます。

— 市長挨拶 —

(事務局)

大変申し訳ございませんが、金澤市長は公務の都合により、ここで退席とさせていただきます。

【4. 議事】

(事務局)

それでは会議に入りたいと思います。宅島会長よろしくお願ひ致します。

(会 長)

本審議会の会長を務めさせていただいております宅島でございます。本日の審議会が円滑に進行されますよう、委員皆様のご協力をよろしくお願ひ致します。

(会 長)

第10回雲仙市都市計画審議会の成立について確認します。

本日の出席者は15名であり、委員総数16名の2分の1以上の出席でありますので、雲仙市都市計画審議会設置条例第6条第2項の規定により、本審議会が成立していることを確認します。

(会 長)

審議に先立ち、議事録の作成についてお諮りしたいと思います。

会議の次第を資料として保存しておくため、議事録を作成し、会長が指名する議事録署名人が署名することとしたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

(会 長)

それでは、議事録を作成することとし、議事録署名人として、今回は中村好治委員、村上智恵子委員にお願いしたいと思いますので、よろしくお願い致します。

(中村・村上委員)

はい。

(会 長)

それでは、会議を始めます。議案書の目次のページお開きください。

本日は、第1号議案 小浜都市計画公園の変更について、第2号議案 国見都市計画多比良臨港地区の変更についての2件を本日の議題といたします。

【第1号議案 提案理由の説明】

(会 長)

それでは、第1号議案 小浜都市計画公園の変更についての審議を行います。事務局より説明をお願いします。

(事務局)

— 第1号議案 変更内容等の説明 —

小浜都市計画公園(小浜町公園)の見直しについて説明いたします。内容については議案書の3ページからになります。3ページに変更内容の計画書、次に4ページに新旧対照表、5ページに変更の理由書を記載しております。変更案の詳細につきましてはスライドで説明をさせていただきますのでスクリーンをご覧ください。それでは小浜都市計画公園 小浜町公園の見直しについて説明いたします。

まず、都市計画区域についてご説明いたします。都市計画区域とは都市計画法に基づいて「整備」「開発」「保全」する区域です。整備とは道路・公園・下水道などの都市施設の整備があります。開発とは土地区画整理事業など面的な整備があります。保全とは風致地区、開発許可など土地利用の規制誘導を行うものです。このように、都市計画区域では一定のルールに従って計画的なまちづくりを行っていく区域になります。今回はこの中の公園について見直しを行うものです。

雲仙市の都市計画区域の状況です。国見町、千々石町、小浜町の一部に都市計画区域がございます。今回は小浜都市計画区域内にあります小浜町公園について見直しを検討するものです。小浜都市計画区域は昭和9年に計画決定されており、今回見直しを行う小浜町公園は昭和16年に計画決定されております。

今回見直しを行う小浜町公園の変更案です。黄色の着色が見直し対象の計画区域です。赤の線の区域は現在供用済みの小浜町公園を表示しております。今回の見直しは、黄色で着色された未供用区域の廃止を行おうとするものです。

小浜町公園の見直しについてですが、雲仙市の都市計画については、平成22年度に策定した雲仙市都市計画マスタープランの方針に沿って施策を進めており、平成24年度に都市計画道路、平成25年度に土地区画整理事業及び千々石都市計画区域の見直しを行ってきました。平成26年度に都市計画マスタープランの公園・緑地の分野別計画として「雲仙市緑の基本計画」を策定し、公園計画の見直し方針として、土地利用の状況、周辺の公園配置、人口減少などの将来動向を見据え、現時点における小浜町公園の公園計画の必要性を再評価し、見直しを進めることとしております。小浜町公園は、小浜温泉街から山手に広がる丘陵地の面積約21.5haに観光客や傷痍軍人の保養、慰安などの目的で、昭和16年に公園整備が計画決定され、昭和49年に約0.3ha、昭和60年に約1.6ha、合計約1.9haが供用開始されているが、残りの約19.6haは未整備のまま現在に至っております。小浜町公園の未供用の区域は、計画決定から70年以上を経過しながら事業化の見通しがなく、長期にわたり地権者に土地利用上の規制を課し続けている状況となっております。

先ほどの説明にありました土地利用上の規制ですが、公園の計画区域内では事業を実施する際に容易に移転、除却が出来るよう区域内で建てられる建築物に要件が課せられており、建築を行う場合は許可が必要となります。見直しを行う事によりこの条件が解除されることとなります。

今回の見直しまでの経緯です。合併前の小浜町で平成12年に作成された将来のまちづくりの方針を示す都市計画マスタープランでは、「実情に即した計画の見直しを検討し、早期実現に向けた取り組みを行います。」と示されておりました。また、平成12年には当時の建設省より長期未着手の事業計画の見直し検討の必要性が都市計画運用指針にて示されました。その後、平成17年に市町村合併により現在の雲仙市となり、市として新たに総合計画、都市計画マスタープランを作成しております。雲仙市都市計画

マスタープランでは雲仙市全体の公園等配置を検討する「緑の基本計画」の策定を検討し、「未整備の都市計画公園については、計画区域内及び周辺における土地利用状況や地域住民の意向を踏まえつつ、必要に応じて計画の見直しを行います。」としており、その間、長崎県作成のガイドラインに基づき長期未着手の都市計画道路、土地区画整理事業の見直しを行っております。そして平成24年度より都市計画マスタープランに基づき緑の基本計画に着手。平成26年度に策定が完了しました。緑の基本計画では、雲仙市の公園整備量は充足している結果で、将来目標も現状維持としている。小浜町公園についても現時点の必要性を再評価し、都市計画の廃止も含め、都市計画公園の見直しを進めるとの方針が示されましたので、今回小浜町公園の変更に着手したものであります。

公園の計画区域の航空写真です。黄色の区域が公園決定区域です。黄色の区域内には小浜中学校や一部住宅が含まれております。赤の区域が現在供用済みの小浜町公園です。廃止となった土地区画整理事業の区域がこちらになります。

それでは、昭和16年に決定された当時の公園計画についてご説明いたします。画面は当時作成された公園の計画図です。整備内容の主なものとしては、8番のプール、9番のテニスコート、10番の競技場といったスポーツレクリエーション施設や、11番の位置には動物園が計画されていました。廃止となった土地区画整理事業は小浜町公園に隣接してこの区域に計画されておりました。

昭和16年に都市計画決定された際の図書に添付された当時の理由書です。計画の概要ですが、都市計画決定当時(昭和16年)の小浜町の状況は、定住人口 約1万3千人。県下唯一の温泉地として観光目的での来客者や、傷痍軍人の療養地として保養を目的とする滞在者も多く、また、小浜温泉場の南部海岸の埋立地には温熱利用の製塩工場の建設なども進められており、住宅地として土地の希望者も多い状況でありました。そのため将来の町の発展を見越し、定住者の住宅地として土地区画整理事業を計画。併せて計画決定された小浜町公園は来客者、滞在者、定住者の慰安や保養の見地により、決定当時、小浜温泉街周辺で設置されていなかった公園の必要性を痛感し整備を計画したもので、整備内容は競技場やプール、テニスコートなどのスポーツレクリエーション施設、動物園や展望所などの観光施設といった総合的な機能を有する大規模な公園として計画決定されております。

当初の計画が策定された時代背景と現在の状況を勘案した場合の公園の必要性がありますが、小浜町の人口は、平成26年は約9千人であり70年以上を経過し約4千人の減少となっている。また小浜温泉街周辺では他の公園整備(マリンパーク他)が進み、配置も概ね充足しており、当初計画されていたスポーツレクリエーション施設については、代替機能を有する施設(ふれあいの村運動広場他)が分散した配置ではあるが小浜町内に整備されております。そのため計画決定された時点と現在とでは年数の経過

による社会経済情勢の変化により公園に求められる機能や役割も変化しており、計画されていた大規模な公園の必要性は低くなったものと思われます。

小浜温泉街周辺の主な公園整備状況です。青の点線で記載しております円は公園利用圏域を表示したものです。温泉街周辺は概ね公園配置が充足している状況であります。

代替機能を持つ主な公園等の配置状況であります。青は公園で、赤は代替機能となる主な体育施設を表示しております。計画決定当時整備されていなかった公園等が、現在はどのように配置がなされております。

次に計画公園の実現性であります。未供用の公園区域(約19.6ha)はそのほとんどが民有地であり、小浜温泉街付近の比較的平坦な場所には民間建築物等が建築されており、また計画されていた競技場等のスポーツレクリエーション施設予定地には既に小浜中学校が建設され、計画実現は不可能な状況であります。樹林地帯は当時のまま残っているが急傾斜地のため公園整備には適しておらず、当初の計画においても緑地帯として予定されておりました。樹林地帯は風致地区や地域森林計画対象民有林の制度により緑地が保全されているため、公園区域から除外をしても緑地量は確保できるものと考えております。

供用済みの小浜町公園(とけん山公園)の現状ですが、供用済みの公園区域(約1.9ha)は雲仙市の所有地であり、都市計画では近隣公園として位置づけられており、都市公園法施行令に規定する近隣公園の敷地面積の標準2haにも適合し適正な規模である。小浜温泉街中心部背後の山地に位置し、眼下に小浜温泉街の全景と橘湾を望む展望場所や、春にはサクラやツツジが咲き、花見や散策など住民の憩いの場として利用され、杜鵑(ホトギス)の名所であったことから俗称「とけん山公園」と呼ばれ地域からも愛着をもたれている公園です。そのため今後も引き続き都市計画公園として管理運営を行う必要があります。

これまでの説明を踏まえ、小浜町公園の今後の方針として、小浜町公園区域(約21.5ha)については、周辺に公園整備が進んだことや、人口減少等の社会情勢の変化に伴い、公園に求められる機能や役割も変化しており、当初計画された規模への拡大整備の必要性も低くなっている。また未供用区域は民有地であり、整備に支障となる物件の存在や地元住民との合意形成など計画の実現には困難な状況である。以上により、公園の必要性、事業の実現性を勘案した結果、供用済みの区域(約1.9ha)は存続させ、未供用の区域(約19.6ha)は全面廃止するとして都市計画の変更を行いたい。

先ほどの方針に基づき変更案の計画図はこの様になり、未供用区域を除外し、供用済みの区域を小浜町公園として残す形となります。

変更スケジュールですが、本日の審議会開催までに8月18日に住民説明会。当日は15名の出席をいただき、変更案について同意をいただいております。9月11日に県

との事前協議を行い、その後、9月24日から10月8日まで計画案の縦覧の手続きが完了しております。なお、縦覧期間中の閲覧者は3名、変更案に対する意見書の提出はあっておりません。今後の手続きとしまして予定ではありますが、この審議会終了後、長崎県知事との協議を行い、その後雲仙市において変更決定の告示を行い変更手続きの完了となります。

以上で小浜町公園の見直しについての説明を終わります。

【第1号議案 質疑】

(会 長)

ただいま、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんでしょうか。

(委 員)

変更には異議はありませんけども、当初昭和16年に決めたときは小浜の発展を考えてかなり大きな計画を立てられたと思いますがそちらに興味があります。意見ではなく感想です。

(会 長)

他に何かございませんでしょうか。なければこれにて採決いたします。

【第1号議案 採決】

(会 長)

第1号議案について、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

ご異議なしと認めます。それでは第1号議案については、原案どおり承認されました。

【第2号議案 提案理由の説明】

(会 長)

次に、第2号議案 国見都市計画多比良臨港地区の変更についての審議を行います。事務局より説明をお願いします。

(事務局)

— 第2号議案 変更内容等の説明 —

国見都市計画 多比良臨港地区の見直しについてご説明いたします。議案書の7ページからになります。8ページに、臨港地区の変更案として、臨港地区の変更内容、面積及び備考欄の分区の名称を載せております。9ページは、見直し案について新旧対照表を載せております。10ページにつきましては、多比良臨港地区の地区別概要としまして、土地利用の現況、分区の変更方針を載せております。11ページは、理由書としまして、多比良臨港地区の概要及び変更理由でございます。多比良臨港地区の変更案の内容説明につきましては、スライドで説明をさせていただきますので、スクリーンをご覧ください。

雲仙市の都市計画区域の状況でございます。国見、千々石、小浜の3つの都市計画区域が決定されており、国見都市計画は昭和31年8月に都市計画決定されております。多比良臨港地区につきましては、平成16年4月に都市計画決定されております。公有水面埋立におきまして、都市計画区域の地先の埋立地につきましては都市計画区域となります。

まず、臨港地区についてご説明いたします。臨港地区とは都市計画法第8条第1項第9号に規定される地域・地区です。港湾は、物流の場、生産の場、憩いの場といった多様な機能を担っています。これらの役割を果たすために、水域と一体的に管理運営する必要がある水際線背後の陸域を、港湾法又は都市計画法第8条に基づいて指定した地域・地区が「臨港地区」です。

多比良臨港地区の現況ですが、多比良港は島原半島の北部に位置する地方港湾であり、昭和30年に港湾整備に着手。昭和33年4月に熊本県長洲港との間にフェリー就航。平成9年度から11年度に可動橋の2層化などの整備が行われております。臨港地区は平成16年4月に都市計画決定され同時に港湾法に基づく長崎県条例により分区が定められております。多比良港の現況ですが、平成2年に約200年ぶりに噴火活動を再開した雲仙普賢岳の噴出物(土石流)対策として廃棄物埋立護岸の整備を行い、噴出物や周辺の港湾工事で発生する浚渫土砂の受け入れが行われています。

多比良臨港地区の変更案の新旧対照表でございます。名称につきましては変更はございません。面積につきましては、約29haを追加し、約35haに変更しております。備考欄でございますが、分区の名称としまして、2に「工業港区」を追加し、以下番号を繰り下げしております。

多比良臨港地区変更の理由ですが、事業全体面積約29haのうち、約13haの埋立が完成した状況ですが、既にすべての外周護岸が完成し、埋立未了箇所を含め、土地としての形質が明らかとなっていることから、都市計画法第23条第4項の規定に基づき港湾管理者である長崎県の申し出により、港湾の管理運営を円滑に進めるため、事業

区域全体について、臨港地区に追加しようとするものです。なお、埋立が完成した部分約13haについては、部分竣功を行い港湾関連用地としての活用促進を図る予定となっています。

臨港地区の「分区」でございますが、「分区」とは、臨港地区内を機能・目的に区分して指定するもので、それぞれの分区の目的にしたがって構築物の用途を規制することにより、目的の異なる建物が無秩序に混在することを防止し、港湾機能の確保を図るもので、港湾法の規定により「商港区」、「特殊物資港区」、「工業港区」、「漁港区」、「保安港区」、「マリーナ港区」及び「修景厚生港区」があります。多比良臨港地区の分区については、港湾法に基づく県条例により分区が指定され、今回の変更では、新たに「工業港区」が指定されています。

多比良臨港地区の変更案について、図で説明いたします。図の右側、赤色の線で囲んだ区域が、既存の臨港地区約5.9haとなります。図の左側、赤色に塗りつぶした区域が、今回追加しようとする区域約29haでございます。

多比良臨港地区の分区についてご説明いたします。既存の区域につきましては、オレンジ色の区域が「商港区」で、フェリーの施設等があります。その左側、黄緑色の区域が「漁港区」です。紫色の区域が「修景厚生港区」で、緑地帯、公園となっています。次に、図の左側、赤色の枠で囲った部分が今回追加しようとする区域で、オレンジ色の区域が「商港区」、青色の区域が「工業港区」、紫色の区域が「修景厚生港区」となっており、新たに「工業港区」が追加されています。

部分竣工についてご説明いたします。赤色の枠で囲った今回追加しようとする臨港地区約29haのうち、赤色の斜線の区域約13haについて、港湾関連用地としての活用促進を図るため部分竣工を行う予定となっております。

変更スケジュールでございますが、本日、10月20日が第10回雲仙市都市計画審議会でございます。これまでに完了しました手続きとしまして、長崎県との事前協議について、9月11日付けで回答を受けております。資料に記載しておりませんが、県との事前協議の前、8月26日に、住民説明会に替わるものとして、臨港地区内に土地を所有する有明海自動車航送船組合へ臨港地区の変更案の説明を行い了承を得ております。9月24日から10月8日まで監理課及び国見総合支所産業建設課において、多比良臨港地区の変更案の縦覧を実施しております。なお、縦覧期間中の変更案の閲覧者は2名で、意見の申し出はありませんでした。

次に、今後の手続きの予定でございますが、本日の雲仙市都市計画審議会において、変更案のご承認がいただければ、10月下旬に、長崎県知事協議、11月上旬に、変更の決定告示の手続きを行う予定としております。

以上で、国見都市計画 多比良臨港地区の見直しについての説明を終わらせていただきます。

【第2号議案 質疑】

(会 長)

ただいま、事務局から説明がありました。何かご意見、ご質問はございませんでしょうか。

(委 員)

この埋立が始まったころは普賢岳の土石流がたくさん出るだろうとの想定で計画をされたと思いますが、当時から埋立後にこのような臨港地区としての使い方をする目的であったのかどうか。それと今の護岸で、まだ埋立していないところを見る限り、あまり深い層まで護岸が入っているようには思えないのですが、高波とか台風とかで護岸がさらに傷んで崩壊することもありますよね。そのような意味でそのまま利用してよいのかどうか回答をお願いします。

(事務局)

今の質問に対しては県から出席をいただいておりますので、県より説明をさせていただきますということよろしいでしょうか。

(会 長) はい、わかりました。

(島原振興局河港課)

まず、最初の目的がどうであったのかですが、当初の目的としましては緑地帯とかそういったものを大きく造る計画となっております。ただし時代も変わってきておりますのでそのような整備が今に合っていないということで今回見直しを行い、地域活性化のためにどういったものが必要か議論をして今回の計画変更を行ったところです。

護岸の高さについてですが、護岸の高さにつきましては想定される波を計算しまして、その波に耐えられるものとして高さや護岸の幅などを決めておりますので安全性については問題ないと考えております。

(委 員)

中央あたりで浚渫している動きがあるみたいですが、あれは何をしているのでしょうか。

(島原振興局河港課)

他の場所に出てくる工事の残土の受け入れをやっておりますが、そこから発生する土砂が軟弱土ということで、そのまま入れると緩いということがあるものですからポケットを造ってそこで改良をして良質な土砂として埋立作業を行っているところです。

(会 長)

海側の護岸はマイナス何メートルでしょうか。

(島原振興局河港課)

構造上はプラスマイナスゼロで、干潮時に干上がるぐらいの高さです。

(委 員)

高波で削られて30センチぐらいの波でも崩壊にいたる場合があるので、この前の大雨の所を見たときのように、かなりのものが流された実態がありますので、できるだけ使用する前に検討をされてから用途に十分耐えられるようにしたほうがいいと思います。

(島原振興局河港課)

わかりました。ありがとうございます。

(委 員)

13ヘクタールの部分が出来上がるまでの時期と、土地利用の分区の区分が工業と商港と修景厚生ですが、これについてはもう少し具体的なプランニングが出来てきているのかどうかお尋ねします。

(島原振興局河港課)

埋立地の13ヘクタールについては埋立が完了している状況で、今後土地となります。その場所には緑地や施設の配置をしておりますが、それについては現状でどういったものが必要かを検討し配置計画を行いますので、具体的な事業については今後また改めて計画をしていくこととなります。

(会 長)

修景厚生港区とはどのようなものですか。

(島原振興局河港課)

修景厚生港区とは緑地などになります。

(会 長)

他に何かございませんでしょうか。なければこれにて採決したいと思いますが、いかがでしょうか。

【第2号議案 採決】

(会 長)

第2号議案について、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

ご異議なしと認めます。それでは第2号議案については、原案どおり承認されました。

(会 長)

それでは以上で第10回雲仙市都市計画審議会の議案審議を終了いたします。

【5. その他】

(会 長)

その他であります。事務局から報告があるとのことですのでお願いします。

(事務局)

— 雲仙市緑の基本計画策定について報告 —

雲仙市緑の基本計画について報告させていただきます。雲仙市緑の基本計画は、平成24年度から26年度までの3ヵ年事業により、本年3月に計画を策定いたしました。委員の皆様には、4月に雲仙市緑の基本計画の計画書本編及びパンフレットを配布させていただいております。

雲仙市緑の基本計画は、「第1章 序論」、「第2章 緑のまちづくりの課題」、「第3章 基本方針」、「第4章 緑地保全及び緑化推進のための施策」、「第5章 地域別計画」及び参考資料という構成となっておりますが、本日は雲仙市緑の基本計画の概要について、お手元に配布しておりますパンフレットで説明させていただきます。

まず、パンフレットの1ページ、「緑の基本計画とは」でございますが、住民にもっとも身近な自治体である市が、緑の現況やニーズを踏まえ、まちの緑のあるべき姿と、それを実現化していくための方針や施策を策定するものでございます。

「計画の構成」でございますが、目標年次を、平成42年、対象区域は雲仙市全域、対象とする緑は、公園、公共緑地、民間施設緑地、法や条例により守られる緑地などとしております。「緑の機能」でございますが、「環境保全機能」、「レクリエーション機能」、「防災機能」、「景観機能」の大きく4つの機能があり、それぞれが市民の生活を豊かにする様々な効果と役割を持っています。2ページを

お開きください。「理念と方針」でございますが、基本理念を「みんなで育てる きらめく水と緑のまち 雲仙」としております。基本方針を「快適で美しい水と緑を守り、将来へ繋ぎます」、「五感で楽しむ、安全・安心を支える水と緑の環境を創ります」、「水と緑に対する理解を深め、市民協働による水と緑のまちづくりを育てます」としております。

「雲仙市の水と緑の将来像」でございますが、図の右下の凡例をご覧ください。「緑の骨格」は山地・丘陵地の緑、田園の緑、海岸の3つとしております。「緑の拠点」は歴史文化の拠点として神代小路など。公園等の拠点として橘公園など。まちの緑の拠点として雲仙温泉などとしております。「緑の軸」は海岸・水辺の軸と、海・まち・山を結ぶ軸として河川と道路沿線の緑の3つとしております。将来像といたしまして、「緑の骨格」、「緑の拠点」とそれらをつなぐ「緑の軸」が一体となって魅力ある雲仙市の緑を形成することとしております。

3ページをご覧ください。「緑地保全及び緑化推進のための施策の基本体系」でございますが、「守る」、「感じる」、「創る」とそれらを推進するための「育てる」の4つとしております。

「地域別計画」でございますが、雲仙市の7地区を、北部（国見町、瑞穂町）、中部（吾妻町、愛野町、千々石町）、南部（小浜町、南串山町）の3つの地域に区分して、地域の現況や特色などを踏まえて、地域別の施策・方針を示すものでございます。4ページをお開きください。北部地区、中部地区、南部地区の地域別に、緑のまちづくりの目標と方針をそれぞれに定めております。なお、今回ご審議いただきました小浜町公園の見直しにつきましては、緑地保全及び緑化推進のための施策としての「公園計画の見直し・推進」、及び地域別計画の南部地区の方針として、都市計画公園（小浜町公園）見直しの検討としております。雲仙市におきましては、現状において豊かな緑に恵まれており、市民1人当たりの緑地面積や公園等の面積について、一定の基準を満たしている状況にあります。

「雲仙市緑の基本計画」の大きな方向性としましては、新たな緑地や公園の整備を目指すものではなく、市民の財産である雲仙市の水と緑を、市民との協働により、適切に維持・保全し、活用することで将来に繋げていくことを基本的な方針としております。

以上、緑の基本計画の概要説明をもって、報告とさせていただきます。

(会 長)

以上で報告事項まで終了しましたが、みなさまから何かございませんか。

(委 員)

国体がある前に多比良駅から計画道路の廃止ということであった折に、国見高校とか上の小学校、その付近の子どもたちが歩いてくるからもう少し整備をしないと危ないですよと話したときに、県は多比良港からまっすぐ道を整備して国見高校の下で合流するように計画していますから、その後に実施をしたいと答えがありました。いま国見高校の前は片側の歩道が2メートル50と道路の7メートルの区間だけは完成をしているようですが、その下のほうはどうなっているのか。その完成がなかなか簡単にいきそうにないように見受けられるのですが、それと正覚寺の上のほうはこの前話をした折にグリーンで歩道の分離帯として色づけしていただいて、分離線も引きなおしてもらっておりますが、まだ下のほうから生徒さんが上ってきますから、正覚寺から駅の方へは未完成ですからその付近はどうなっているのかよろしくお願いします。

(事務局)

現在、国道389の改良ということで長崎県のほうで事業名で言いましたら国道251号線からまっすぐ行ったところは多比良バイパス、その先は国見拡幅ということで事業化しております。言われるとおりの一部用地で進んでいないところがあるように聞いております。ただ国道からの直線区間ですけど、ここについては概ね用地のほうも進んでいると聞いております。したがって既にガソリンスタンド等については解体されているようです。保障については契約しているかまではわかりませんが順次作業は進んでいると聞いております。

(委 員) わかりました。

(会 長)

他に何かございませんでしょうか。無いようですので「その他」について終わります。

以上で本日予定しておりました日程をすべて終了いたしました。議事進行にご協力を賜りありがとうございました。

【6. 閉会】

(事務局)

宅島会長、たいへんお疲れ様でした。委員の皆様ありがとうございました。

これをもちまして、第10回雲仙市都市計画審議会を終了いたします。本日はありがとうございました。以上